

障がい福祉サービスの利用について

◆障がい福祉サービスの対象者

身体障がい者手帳	精神障がい者保健福祉手帳
療育手帳	特定医療費(指定難病)受給者証

のいずれかを所持されている方が対象となります。

また、手帳を所持されていない場合、診断書で要件が確認できる方も対象となります。

※65歳以上又は、40歳～64歳で特定疾病(16疾病)に該当する方は、基本的に介護保険サービスが優先されます。

◆サービス利用の流れ

1. サービス利用申請

障がい福祉サービス(障がい児通所支援)の利用申請書を提出します。
【申請の窓口は交野市障がい福祉課】

2. 計画相談支援(障がい児相談支援)の利用契約

障がい福祉課からサービス等利用契約案提出依頼書(障がい児支援利用計画案提出依頼書)を交付します。
※ご本人やご家族によるセルフプランを立てることもできます。

3. 認定調査の実施 ※18歳未満の児童は不要です。

必要に応じて、障がい福祉課の職員が日常生活の状況や障がい特性等について聞き取り調査を行います。

4. 障がい支援区分の認定

認定調査の結果や医師の意見書をもとに、審査会で障がい支援区分(以降、「支援区分」という。)が決定されます。

5. サービス等利用計画案の提出

サービス等利用計画案(障がい児支援利用計画案)またはセルフプランを障がい福祉課に提出します。

6. 支給決定・受給者証等交付

障がい福祉課はサービス等利用計画案(障がい児支援利用計画案)をもとに、サービスの内容や支給量を決定し、障がい福祉サービス受給者証(通所受給者証)を交付します。

7. サービス利用開始

障がい福祉サービス受給者証(通所受給者証)を事業者に提示し、サービスを利用します。

◆サービス等を利用する場合の料金(利用者負担額)

障がい福祉サービス等を利用した際の利用者負担は原則1割ですが、世帯の収入状況による負担上限月額があります。

①居宅・通所サービス(療養介護等を除く)の場合

【障がい者(18歳以上)の負担上限月額】

区分	要件	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給	0円
低所得	本人と配偶者が市民税非課税	0円
一般	本人と配偶者の市民税所得割額合計が16万円未満	9,300円
	上記以外	37,200円

【障がい児(18歳未満)の負担上限月額】

区分	要件	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給	0円
低所得	住基上の世帯が市民税非課税世帯	0円
一般	住基上の世帯の市民税所得割額合計が28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

②グループホームや施設入所の20歳以上の場合

区分	要件	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給	0円
低所得	本人と配偶者が市民税非課税	0円
一般	上記以外	37,200円

※詳細は「障がい福祉サービスハンドブック」もご参照ください。